

⑨公的機関・職員による差別事件

東京都では、二〇〇九年七月二十八日に東京都水道歴史館における「古地図問題」をめぐる話し合いを都水道歴史館で行った。東京都水道歴史館「古地図問題」とは、水道歴史館で展示されていた江戸の古地図「天保改正御江戸大絵図」（一八四三年）複製、「分間江戸大地図」（一七二〇年）複製に、「エタ村」「非人小や」の記載があったことが水道局職員の提起で二〇〇二年六月に発覚した事件である。古地図は即日撤去された。この二つの絵図は一九九五年の水道歴史館開館以来、何の解説文もつけず、部落の所在地だけを明示する展示が行われていた。このような展示は差別を助長する行為であり、開館以来一七万人を超える来館者があり影響は大きい。都水道局は部落解放同盟東京都連合会との話し合いを行ったうえで二〇〇二年一月に「…結果的にこのような地図を十分な配慮なく展示していたことは、同和問題に対する差別につながるおそれがある…今後は、歴史館等において古地図の展示物を展示する際には、専門家の意見を聞くなど、十分配慮してまいります。…」と見解文を出した。この見解文にもとづき、古地図を展示する場合にどのような解説文をつけるのか課題として残されていた。

この課題については、七年もの歳月がかかってしまったが、今回の話し合いで都水道局から「古地図（展示する場合の解説文）」「古地図・図書（保管資料用解説文）」が提示された。その内容は「…この絵図の一部に『穢多（えた）村』、『非人（ひにん）小屋』などが表記されています。江戸時代においては、えた、ひにん等と呼ばれていた人々は、農民や町人などと区別され、身分制度の下層に位置づけられていましたが、仕事としては、牛馬の皮を取り、加工して武具、馬具、草履・雪駄（せった）などを作る仕事、地域の見回り、警備等、江戸の町の人々に安心や楽しみを与える『鳥追』、『操（あやつり）』、『猿まわし』等の芸能などに従事していました。これらの仕事は、人々の生活や都市に不可欠なものでした。一方、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されました。…」というものである。提示されるまで時間がかかったものの、東京都において部落問題に関わる古地図の解説文がはじめてできた意義は大きく、これまでの取り組みの大きな成果として確認しておかなければならない。

滋賀県では、二〇〇八年二月に、大津市民病院で行われた医師の採用で、提出を求めた書類に本籍地欄など不適切な記載を求める箇所があったことが部落解放同盟京都府連合会を通じ、当事者から提起された。採用が決定し、「履歴書」や「住民票記載事項証明書」等の書類に「本籍欄」や「家族構成」等について、記入する欄があった。

事実確認や改善に向けて協議を重ね、二〇〇九年一月二日、その報告と今後の課題などについて、大津市役所別館にて、「大津市民病院職員採用時の不適正書類の使用」に関する研修会が実施された。大津市・滋賀県・滋賀県進路保障推進協議会が出席、慣行や先例にならなくなってしまっ、十分な検討が行われることなく、担当者の気づきもないままに放置されてきたことが確認された。

京都府では、京都市による不当な懲戒免職処分に対する取り消しを求める裁判で、大阪

高裁が二〇〇九年一月二六日に、京都市の「(懲戒免職処分が) 十分な合理性があり…違法であるとはいえない」との判決を示した。これは二年間かけ、事実審理を行ったうえで「(京都市の免職処分は) 裁量権を逸脱した違法なもの」とした京都地裁判決(二〇〇九年五月一五日)を逆転するまったく不当なもの。大阪高裁の渡辺安一・裁判長は、事実審理を一度も行わず、Iさんへの人格攻撃も含めた京都市側のまったくでたらめな書面のみを根拠にして判決を行った。判決後、不当な処分を受けたIさん、部落解放同盟京都府連合会、同京都市協議会は記者会見をひらき、判決の不当性を明らかにしながら、上告して闘い抜く決意を表明。Iさんも「復職をめざし闘い抜く」と語った。一月二七日に上告した。

Iさんは、市立保育所の調理員をしていたが、給食の食材を過剰発注していたなどとして二〇〇七年二月に懲戒免職処分を受け、事実と反することで処分され不当だと同年に京都地裁で裁判をはじめた。一審で明らかになったように、Iさんの就任以前から規定量以上の発注が行われ、それは子どもたちがおなかをすかせないためであり、このことについて上司からも、なんらの指示・指導がなかったこと、食材の「待ち帰り」の証明もされていないことが明確であるにもかかわらず、高裁判決は、一回の事実調べも行わず「関係者が気づかなければ公費による支出が行われていた」「公務員としての規範意識を欠如し、かつ公私を混同するきわめて悪質な行為」「行為後にも反省の態度を示していない」「勤務態度としても良好でなかった」とする、予断と偏見に満ちたものだ。府連では、京都市が不祥事バッシングを回避するためのスケープゴートとされたIさんの職場復帰を求めるため引き続き支援し、人としての尊厳の回復を求める、とする抗議声明を発表した。

兵庫県では、二〇〇八年一月、自治労兵庫県本部が実施した「秋期闘争勝利 青年女性地域別学習会」西播磨地区講座での参加者アンケートにおいて、「いま、あなた自身が職場や組合に対して要求したいことは何ですか」との問いに対して、X市職員参加者の一人が、「人間らしく生活できる給料を(えた、ひ民並)」と回答しているのが発見された(「ひ民」は「非人」の意と推測される)。自治労県本部では直ちに、記入者に事実確認を行ったところ「頭に浮かんだことを書いただけ。被差別部落をさす言葉であることや、差別用語であることは知らなかった」との報告があった。部落解放同盟兵庫県連合会は、自治労県本部が過去に起こした差別事件を教訓化できておらず、形骸化した取り組みが今回の差別事件を引き起こしたものであることを指摘し、また、「知らずに書いた」とする記入者の言い分をほとんどそのままなぞっただけの自治労の分析に対し、知らなかったことが突然に言葉となって出てくるものではないことを糾してきた。